



ヘブちゃん

ちえのわ

「知ってる?」「教えて!」

~情報セキュリティの話 その2 本当に本人? どうやって証明する?

私たちは自分のスマホを使用する場合、自分以外の人が操作するということを普段あまり気にしていないかもしれません。自分で自分のスマホを使う場合、今、使っているのは自分であり本人に間違いがないというのは当たり前と思っているからです。では、スマホ側から見た場合どうでしょうか。今、操作しているのは一体誰? このスマホを契約した人なのか? 違う人なのか?…。それを判断するのは、**アカウント**と**ID**と**パスワード**と呼ばれるものです。大事な情報を他の人に知られないようにするには、特にパスワードを強固にしておくことが大切です。

Q: アカウント、ID、パスワードって何?

A: アカウントは、ネットワークやシステムを利用することができる権利のことです。これにより利用できる人かそうでない人かを識別します。例えばスマホを使い始める時に行う、iPhoneの場合はアップル ID、アンドロイドの場合は Google アカウントを登録する事がそれにあたります。ID は、利用権限のある人のうち誰なのかを特定するためのもので、パスワードは、本当にその人であることを認証するためのものです。

Q: アカウント、ID、パスワードが合っていれば本人とみなされるの?

A: アカウント、ID、パスワードは本人であることを証明するもので、それが本人しか知り得ない情報であることが大前提となります。もし悪意のある他人に知られてしまった場合、本人になりすまされて勝手に買い物されたり、大事な情報を書き換えられたり、という事態になる可能性があります。本人になりすまされることのないように、アカウント、ID、パスワードは絶対に知られることがないようにしなければなりません。

Q: スマホやパソコンを他の人に使われないようにするにはどうしたら良いの?

A: 本人しか知り得ないパスワードを付け、下記を守るようにすることです。

- ① 推測しにくいパスワードを付ける
- ② パスワードを適切に保管・利用する
- ③ パスワードは絶対に人に教えない
- ④ パスワードの使い回しはしない

推測されにくいパスワードの付け方として、核となるワードを自分の好きなものなどから取りこの部分は固定し、利用する店舗やサービスの内容がわかる言葉を加えることで、複数のパスワードの作成が簡単に出来、変更する際も末尾の数字を増やして行くだけでとすることで覚える上でも便利に使えるため参考にしてください。

(例) dorayaki.1ban-mB01 → だら焼き(自分が一番好きな食べ物)とm銀行(mB)向けを組み合わせたパスワード。01は更新用の数字。

ご注意ください！

いま市内では、点検商法といわれる悪質な手口で家屋の修理を促し、高額な修理代を請求する業者の出没情報が多く寄せられています。「お宅の屋根が壊れている」、「無料で床下の点検をします」、「排水管の詰まりを取った方がいい」などと話を持ち掛け、本来なら行う必要のない作業などを行い高額な修理代を要求するものです。



これらの業者は不意に個人宅を訪れ、ありもしない家屋の不具合を指摘して住民の不安を煽って点検・修理を行います。このような業者が訪問して来た際は、点検や修理はさせずに断りましょう。

また、家屋の修繕が必要な場合は、複数の業者から見積りを取るなど慎重に業者を選ぶ事が大切です。市では、「清瀬市住宅工事あっせん事業協力会」に加入している業者の紹介を行っていますので、こちらも検討材料としてご活用ください。

【問い合わせ先】産業振興課商工係
☎ 042-497-3187



(申込みフォーム)

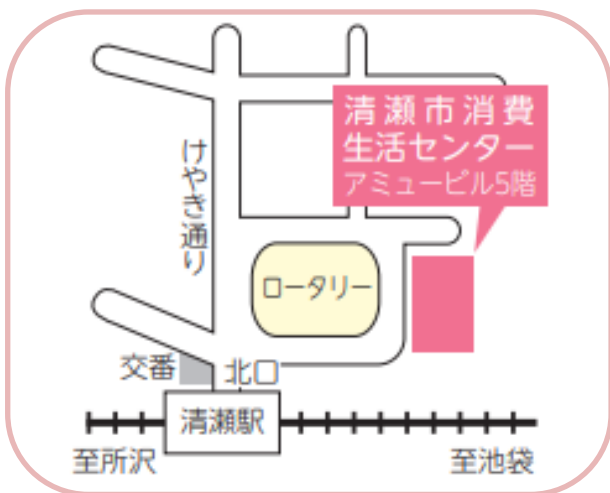
◆点検商法

住宅や屋根、床下、排水管などを「無料で点検しますよ」などと言って突然来訪し、点検をした結果「工事をしないと危険」などと言って消費者の不安をあおり、強引に商品やサービスを契約させる悪質な手口のひとつです。

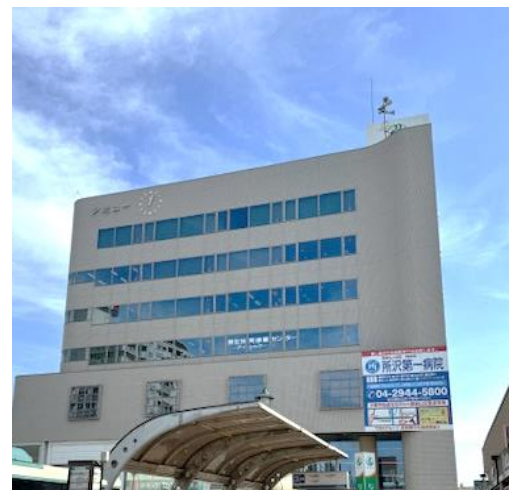


移転先はこちらです！

【新住所】 〒204-0021 清瀬市元町 1-2-11 アミュービル5階
【電話】 042-495-6211 変更はありません
【FAX】 042-495-6221
【受付時間】 月～金（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時



清瀬市消費生活センター



消費生活相談

【相談専用電話】 042-495-6212
【相談日時】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前10時～正午・午後1時～4時

相談専用電話が通話中でつながらない場合は、042-495-6211へ。

【編集・発行】 清瀬市消費生活センター・清瀬市消費生活センター運営委員会
【問い合わせ】 清瀬市消費生活センター 電話 042-495-6211

※目の不自由な方のために「ちえのわ」の音訳CDを製作しています。ご希望の方はご連絡ください。

消費生活センターは、 2024(令和6)年4月に、 アミュービル5階に移転します

業務内容は今まで通り、市民のみなさまの消費生活に関する相談や消費者教育の拠点施設として、消費生活相談、消費者教育・啓発活動、消費生活情報の発信、消費者活動の支援、などを行います。

消費生活相談

消費生活相談

主に消費者と事業者間の契約トラブルについて相談ができます。消費生活相談員が具体的な解決策をアドバイスするほか、ケースによってはトラブル解決のために事業者との交渉をお手伝いします。

対象者は市内在住・在勤・在学の方

来所・電話による相談をお受けしています。

メール・FAXによる相談はお受けしていません。

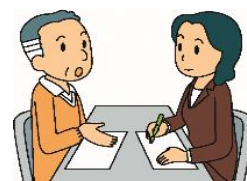
相談専用電話

042-495-6212

※ つながりにくい場合は(代表)042-495-6211へ

相談日： 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)

相談時間： 午前10時～正午 午後1時～4時



消費生活講座

終活講座、子ども向け講座、環境問題を考える講座など、様々な講座を実施しています。内容や開催時期などの詳細は市報、チラシ、広報誌や市のホームページ等でお知らせします。



終活講座の様子



夏休み子どもとふれあい講座 草木染め



ナチュラルクリーニングの実習中



出前講座の様子

出前講座 「こんな手口にご用心！」

悪質商法など消費生活に関わるトラブルについて、事例紹介をしながら被害防止の注意点をお伝えします。

▶ 出前講座のお申込み 生涯学習スポーツ課 ☎042-497-1815

消費者啓発

消費生活情報の発信・提供

消費生活センター広報誌「ちえのわ」

1年に4回 6・9・12・3月発行

消費者被害防止や消費生活に役立つ情報を掲載しています。9月高齢者見守り特集号は全戸配布、それ以外は市内公共施設での配布ほか、自治会を通じて回覧や配布などのご協力をいただいています。

「消費生活相談事例集」の発行

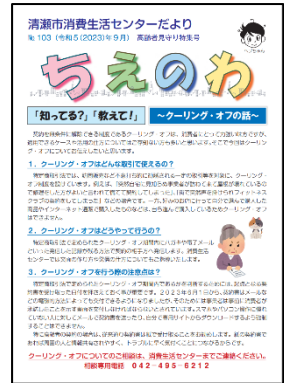
毎年3月発行 消費生活センターにて配布

実際に受けた相談を基に、事例の紹介と相談員からのアドバイスをまとめています。

市報「消費生活相談の現場から」

毎月1日号の市報に掲載

毎月1日号の市報きよせに消費者トラブルの事例と相談員からのアドバイスを掲載しています。



消費生活センター登録団体の活動や学習・研究を支援しています。



グループ活動室の貸出

現在、消費生活センターには14の消費者団体が登録しており、それぞれの団体が環境・平和・食の安全・医療・介護など日常の暮らしで直面する様々な問題に対して熱心に取り組み、消費者の暮らしをよりよくしていくための活動を、消費生活センターを拠点に行っています。



消費者活動の支援



消費生活展（共催：消費生活センター）

例年秋に開催

各団体の活動や、消費者問題を広く知っていただくための「活動の展示」、「リユース食器の回収・販売」、「おもちゃの修理」、「健康チェック」などを行っています。

エコまつり開催支援（ミニ消費生活展）

例年6月開催

「清瀬くらしのハンドブック」発行

消費生活展にて配布

登録団体が行っている様々な活動について詳しく掲載されています。数に限りはありますが、バックナンバーも含めて、消費生活センターで配布していますので、ご希望の方はお問い合わせください。

くらしのハンドブック



令和5（2023）年度 第44回 消費生活展
テーマ「食と暮らし」
～清瀬市の学校給食と食糧について～

発行：清瀬市消費生活センター
協力：清瀬市登録消費者団体連絡会